

## 居宅介護職員初任者研修等事業者の指定に関する事務取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、「居宅介護職員初任者研修等について」（平成19年1月30日付け障発第0130001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）第1の1のイ及びロの規定による居宅介護職員初任者研修等事業者の指定（以下「研修事業者の指定」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

### (指定に係る研修及びその課程)

第2条 研修事業者の指定に係る研修及びその課程は、次のとおりとする。

#### 一 居宅介護職員初任者研修課程

「指定居宅介護等の提供に当たるものとして厚生労働大臣が定めるもの」（平成18年厚生労働省告示第538号。以下「告示」という。）第1条第3号に規定する居宅介護職員初任者研修であって、居宅介護従業者が行う業務に関する知識及び技術を習得することを目的として行われるものと定める。

#### 二 障害者居宅介護従業者基礎研修課程

告示第1条第4号に規定する障害者居宅介護従業者基礎研修であって、居宅介護従業者が行う業務に関する基礎的な知識及び技術を習得することを目的として行われるものと定める。

### (研修事業者の指定)

第3条 研修事業者の指定は、前条各号に掲げる研修及び課程の種類ごとに行う。

### (指定基準)

第4条 研修事業者の指定基準は、次条及び第6条に定めるとおりとする。

### (指定研修事業者としての基準)

第5条 研修事業者としての指定を受けようとする者は、次の各号のすべてに適合する者でなければならない。

- 一 第2条各号に掲げる研修の全部又は一部を適正かつ円滑に実施するために必要な事務処理能力及び事業の安定的運営に必要な財政的基盤を有する者であること。
- 二 研修事業に係る経理が他の事業の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等研修事業の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。
- 三 第2条各号に掲げる研修の全部又は一部を、毎年1回以上継続的に実施すること。
- 四 研修受講者に研修内容等を明示するため、少なくとも次に掲げる事項を明らかにした研修事業の実施要領等を定め、公開すること。
  - ア 開講の目的
  - イ 研修の種類
  - ウ 研修の実施場所
  - エ 開講の時期及び研修期間

- オ 研修カリキュラム及び講師の氏名
  - カ 受講資格及び受講の手続き（募集要綱等）
  - キ 受講料及び実習費等、受講者に支払いを求める費用の内訳
- 五 受講料その他受講者に支払いを求める費用は、研修に要する費用に照らして社会通念上妥当な金額の範囲内とすること。また、研修の受講に係る契約の内容は、社会通念上妥当な内容であること。
- 六 研修への出席状況及び成績等研修受講者に関する状況を確実に整理し、10年以上の相当期間、保存すること。
- 七 研修受講者（受講申込み者を含む。）に係る個人情報を他の目的に利用せず、その管理について細心の注意を払うとともに、研修受講者に対して、実習等において知り得た個人情報の漏洩防止等について適切な指導を行うこと。

（研修種類ごとの基準）

第6条 第2条各号に掲げる研修及び課程の種類ごとの指定基準は、次のとおりとする。

- 一 居宅介護職員初任者研修課程
    - ア 修業年限は、8月以内（やむを得ない場合にあっては、1年6月以内）であること。
    - イ 研修の内容は、告示第2条の規定により読み替えられた介護保険法施行規則第22条の23第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成24年厚生労働省告示第71号。以下「介護保険告示」という。）別表に定めるもの以上であること。
    - ウ 介護保険告示別表に定める各科目を教授するのに必要な数の講師を有すること。
    - エ 講義を担当する講師は、学歴、職歴、資格、実務経験等に照らし、介護保険告示別表に定める各科目を教授するのに適当な者であること。
    - オ 介護保険告示別表に定める実習を行うのに適当な施設を実習施設として利用できること。
    - カ 実習施設における実習について適当な実習指導者の指導が行われること。
  - 二 障害者居宅介護従業者基礎研修課程
    - ア 修業年限は、4月以内（やむを得ない場合にあっては、8月以内）であること。
    - イ 研修の内容は、告示別表第1に定めるもの以上であること。
    - ウ 告示別表第1に定める各科目を教授するのに必要な数の講師を有すること。
    - エ 講義を担当する講師は、学歴、職歴、資格、実務経験等に照らし、告示別表第1に定める各科目を教授するのに適当な者であること。
    - オ 告示別表第1に定める実習を行うのに適当な施設を実習施設として利用できること。
    - カ 実習施設における実習について適当な実習指導者の指導が行われること。
- 2 講義を通信の方法によって行う研修にあっては、前項各号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合しなければならない。
- 一 添削指導及び面接指導による適切な指導が行われること。
  - 二 添削指導及び面接指導による適切な指導を行うのに適当な講師を有すること。

- 三 面接指導の時間数は、障害者居宅介護従業者基礎研修課程に係るものにあっては3時間以上、視覚障害者移動介護従業者養成研修、全身性障害者移動介護従業者養成研修、知的障害者移動介護従業者養成研修の課程にあっては1時間以上であること。
- 四 面接指導を行うのに適当な講義室及び演習を行うのに適当な演習室が確保されていること。

#### (指定の申請)

- 第7条 研修事業者としての指定を受けようとする者は、居宅介護職員初任者研修等指定申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。
- 一 研修カリキュラム、研修の実施期間、受講資格及び受講の手続き、受講料その他受講者に支払いを求める費用の内訳並びに研修修了の認定方法を明らかにした学則又は研修事業の実施要領等
  - 二 講師の氏名、履歴、担当科目及び専任兼任の別を記載した書類
  - 三 実習を利用する施設の利用計画書及び当該施設の設置者又は管理者による承諾書
  - 四 当該年度及び翌年度における研修の事業計画書及び研修事業に係る収支予算書
  - 五 直近の会計年度における申請者の資産及び収支の状況を明らかにする資料
  - 六 申請者が法人又は法人格のない団体である場合にあっては、定款、寄附行為又は規約
  - 七 講義を通信の方法により行う場合にあっては、添削指導及び面接指導の指導方法を記載した書類
  - 八 講義及び演習（講義を通信の方法により行う場合にあっては、面接指導。次号において同じ。）を実施する施設の見取り図
  - 九 申請者が所有し、又は賃借する施設以外の施設で、講義及び演習を行う場合にあっては、当該施設の設置者又は管理者による承諾書
  - 十 その他第5条及び第6条に掲げる指定基準に適合するかどうかを審査するため、知事が必要と認める書類

#### (指定の通知)

- 第8条 知事は、前条の申請の規定による申請があったときは、第5条及び第6条に掲げる指定基準に適合するかどうか必要な審査を行い、指摘基準に合致するものと認めるとときは、当該事業者を研修事業者として指定し、その旨を通知するものとする。

#### (事業計画書の提出)

- 第9条 研修事業者として指定を受けた者（以下「指定事業者」という。）は、指定を受けた年度の翌年度以後、毎年度、当該研修を実施する前に、居宅介護職員初任者研修等実施計画書（別記第2号様式）に第7条第1号から第3号までに掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(研修科目の受講の免除)

第10条 指定事業者は、次の表に掲げる者が障害者居宅介護従業者基礎研修課程を受講する場合においては、同表に掲げる講義、演習及び実習の受講を免除することができる。

受講免除の対象者	免除することのできる研修科目
重度訪問介護従業者養成研修基礎課程修了者	1 居宅介護に関する講義（3時間）のうち、重度の肢体不自由者に関するもの 2 基礎的な介護技術に関する講義（3時間）のうち、重度の肢体不自由者に関するもの
重度訪問介護従業者養成研修追加課程修了者 重度訪問介護従業者養成研修統合過程修了者	1 居宅介護に関する講義（3時間）のうち、重度の肢体不自由者に関するもの 2 障害者及び老人の疾病、障害等に関する講義（3時間）のうち、重度の肢体不自由者の疾病及び障害等に関するもの 3 基礎的な介護技術に関する講義（3時間）のうち、重度の肢体不自由者に関するもの 4 医学等の関連する領域の基礎的な知識に関する講義（5時間）のうち、重度の肢体不自由者の医療に関するもの
重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程修了者	1 障害者福祉及び老人福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義（4時間）のうち、視覚障害に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関するもの 2 障害者及び老人の疾病、障害等に関する講義（3時間）のうち、視覚障害者の疾病及び障害等に関するもの
同行援護従業者養成研修一般課程修了者	1 障害者福祉及び老人福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義（4時間）のうち、視覚障害に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関するもの 2 障害者及び老人の疾病、障害等に関する講義（3時間）のうち、視覚障害者の疾病及び障害等に関するもの 3 基礎的な介護技術に関する講義（3時間）のうち、視覚障害に関するもの 4 医学等の関連する領域の基礎的な知識に関する講義（5時間）のうち、視覚障害に関するもの
行動援護従業者養成研修課程修了者	1 障害者福祉及び老人福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義（4時間）のうち、知的障害及び精神障害に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関するもの 2 障害者及び老人の疾病、障害等に関する講義（3時間）のうち、知的障害者及び精神障害者の疾病及び障害等に関するもの 3 基礎的な介護技術に関する講義（3時間）のうち、基礎的な移動の介護に係る技術に関する講義

視覚障害者外出介護従業者 養成研修課程修了者  視覚障害者移動介護従業者 養成研修課程修了者	<p>1 障害者福祉及び老人保健福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義（4時間）のうち老人保健福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義を除いたもの</p> <p>2 居宅介護に関する講義（3時間）</p> <p>3 障害者及び老人の疾病、障害等に関する講義（3時間）のうち、視覚障害者の疾病及び障害等に関するもの</p> <p>4 基礎的な介護技術に関する講義（3時間）のうち、基礎的な移動の介護に係る技術に関する講義</p>
全身性障害者外出介護従業者 養成研修課程修了者  全身性障害者移動介護従業者 養成研修課程修了者	<p>1 障害者福祉及び老人保健福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義（4時間）のうち老人保健福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義を除いたもの</p> <p>2 居宅介護に関する講義（3時間）</p> <p>3 障害者及び老人の疾病、障害等に関する講義（3時間）のうち、全身性障害者の疾病及び障害等に関するもの</p> <p>4 基礎的な介護技術に関する講義（3時間）のうち、基礎的な移動の介護に係る技術に関する講義</p>
知的障害者外出介護従業者 養成研修課程修了者  知的障害者移動介護従業者 養成研修課程修了者	<p>1 障害者福祉及び老人保健福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義（4時間）のうち老人保健福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義を除いたもの</p> <p>2 居宅介護に関する講義（3時間）</p> <p>3 障害者及び老人の疾病、障害等に関する講義（3時間）のうち、知的障害者の疾病及び障害等に関するもの</p> <p>4 基礎的な介護技術に関する講義（3時間）のうち、基礎的な移動の介護に係る技術に関する講義</p>
日常生活支援従業者養成研修課程修了者	<p>1 居宅介護に関する講義（3時間）</p> <p>2 障害者及び老人の疾病、障害等に関する講義（3時間）のうち、全身性障害者の疾病及び障害等に関するもの</p> <p>3 基礎的な介護技術に関する講義（3時間）のうち、全身性障害者の基礎的な介護に係る技術に関する講義</p>

(講義等受講免除の手続き等)

第11条 講義の受講免除の申請その他前条の規定による講義、演習及び実習の受講免除に係る手続きは、指定事業者が定めるものとする。

2 指定事業者は、前条の規定により講義、演習又は実習の受講を免除したときは、その研修の修了後、居宅介護職員初任者研修等受講科目免除報告書（別記第3号様式）により知事に報告しなければなければならない。

(修了証書の交付)

第12条 指定事業者は、研修を終了したときは、研修修了者に対して、修了証書（別記第4号様式）及び携帯用修了証明書（別記第5号様式）に準じて、研修の課程を修了した旨の証明書を交付しなければならない。

(事業報告書及び研修修了者名簿の提出)

第13条 指定事業者は、研修を終了したときは、その都度、居宅介護職員初任者研修等事業実績報告書（別記第6号様式）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 居宅介護職員初任者研修等修了者名簿（別記第7号様式）
- 二 居宅介護職員初任者研修等受講科目免除報告書
- 三 研修の日時及び場所、研修の科目並びに各研修科目ごとの時間数及び講師の氏名を記載した書類
- 四 研修修了者に交付した修了証書及び携帯用修了証明書の写し（1通）

(変更の届出)

第14条 指定事業者は、次の各号に掲げる事項に変更があったときは、その日から10日以内に、居宅介護職員初任者研修等指定事業者変更届（別記第8号様式）に当該変更に係る第7条各号の書類を添えて、知事に届け出なければならない。

- 一 指定事業者の名称又は所在地
- 二 講義及び演習又は面接指導を実施する施設の名称及び所在地
- 三 実習を実施する施設の名称及び所在地
- 四 研修の実施期間
- 五 研修の講師又はカリキュラム
- 六 受講料その他受講者に支払いを求める費用の内訳
- 七 研修修了の認定方法
- 八 当該年度の研修事業に係る収支予算
- 九 指定事業者の定款、寄附行為又は規約（研修事業に係る部分の変更に限る。）
- 十 講義を通信の方法により行う場合にあっては、添削指導及び面接指導の指導方法

(研修事業休廃止の届出)

第15条 指定事業者は、研修事業を休止し、廃止し、又は再開しようとするときは、あらかじめ、居宅介護職員初任者研修等休廃止等届（別記第9号様式）により知事に届け出なければならない。

(指定の取消し)

第16条 知事は、指定事業者が次の各号の一に該当するときは、研修事業者としての指定を取り消すことができる。

- 一 不正な手段により研修事業者としての指定を受けたとき。
- 二 第5条及び第6条に掲げる指定基準に適合しないと認められとき。
- 三 研修の修了者に研修の課程を修了した旨の証明書を交付せず、又は研修を修了しない者に研修の課程を修了した旨の証明書を交付したとき。
- 四 第9条に規定する居宅介護職員初任者研修等実施計画書及び第11条に規定する居宅介護職員初任者研修等事業実績報告書を2か年以上提出しなかったとき。
- 五 研修事業を休止し、2年以内に再開する見込みがないとき。
- 六 解散したとき（個人が指定事業者である場合にあっては、死亡したとき。）。
- 七 指定事業者又はその役従業者が居宅介護等に係る業務に関して法律に違反して、起訴され、若しくは罰金刑に処せられ、又は指定居宅介護事業者としての指定が取り消されたとき。
- 八 前号に掲げるもののほか、指定事業者の業務に関して、指定事業者としての信頼を著しく損なう非行があつたとき。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、研修事業者の指定について必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(居宅介護従業者養成研修事業者の指定に関する事務取扱要綱の廃止)

- 2 宅介護従業者養成研修事業者の指定に関する事務取扱要綱（平成16年6月1日付け以下「従前の要綱」という。）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この要綱の施行の日の前日において、従前の要綱の規定により居宅介護従事者養成研修の実施者として指定を受けていた事業者（指定を受けたものとみなされた事業者を含む。以下「旧指定事業者」という。）は、平成25年10月31日までの間に限り、この要綱により指定を受けたものとみなす。

- 4 旧指定事業者が、従前の要綱による視覚障害者移動介護従業者養成研修、全身性障害者移動介護従業者養成研修及び知的障害者移動介護従業者養成研修を行う事業者としての指定に相当する研修について、平成25年10月31日までに第7条の規定により指

定の申請を行う場合にあっては、従前の要綱による指定を受けていたことをもって、第5条第1号及び第2号並びに第6条第2項第1号及び第4号に掲げる基準に適合するものとみなすことができる。

- 5 前項の場合においては、居宅介護従業者養成研修指定申請書に、従前の要綱による指定を証する書類を併せて提出すれば、第7条第4号から第9号までに定める書類の添付を省略することができる。

#### 附 則

この要綱は、平成26年5月19日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。